

愛知県教育委員会事務局組織規則の一部改正について

このことについて、別添案を添えて請議します。

令和 4 年 3 月 2 3 日提出

教育長 長 谷 川 洋

説 明

この案を提出するのは、I C T 教育推進課の設置等に伴い、規定を整備する必要があるからである。

愛知県教育委員会事務局組織規則の一部改正の概要

1 改正の理由

I C T教育の推進体制を強化するよう、教育委員会事務局組織を見直し、新たに「I C T教育推進課」を設置するため。

2 改正の内容

これまで管理部教育企画課が分掌していたI C T関連業務を、学習教育部に移管し、「I C T教育推進課」を設置する。

これに伴い、「教育企画課」を「教育企画室」とし、管理部総務課の課内室とする。

3 施行期日

令和4年4月1日

愛知県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年 月 日

愛知県教育委員会教育長 長谷川 洋

愛知県教育委員会規則第 号

愛知県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

愛知県教育委員会事務局組織規則（昭和二十九年愛知県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項に次の一号を加える。

六 ICTを活用した学校教育の推進に関する事

第五条第一項中「^{総務課}教育企画課」を「総務課」に改め、同条第二項中第二十号を第二十五号とし、第十九号の次に次の五号を加える。

二十 教育委員会全般に関連する政策の調整並びに教育委員会全般に関連する事項の企画調整及び調査に関する事

二十一 教育振興基本計画に関する事

二十二 教育委員会の重要施策の企画に関する事

二十三 教育委員会の所掌事務の広報及び広聴に関する事

二十四 教育に係る調査及び基幹統計その他の統計に関する事

第五条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、同条第三項中「教育企画課」を「教育企画室」に、「つかさどる」を「処理する」に改め、第五号を削り、第六号を第五号とし、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 総務課に教育企画室を置く。

第六条第一項中「保健体育課」を「^{保健体育課}ICT教育推進課」に改め、同条に次の一項を加える。

9 ICT教育推進課においては、次の事務をつかさどる。

一 ICTを活用した学校教育の推進に関する事（高等学校教育課、義務教育課、特別支援教育課及び保健体育課の事務分掌事項を除く。）

二 県立学校の情報化の基盤整備に関する事

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

愛知県教育委員会事務局組織規則の一部改正新旧対照表

新

(部の設置)

第四条 1及び2 略

3 学習教育部においては、次の事務をつかさどる。

一 五 略

六 ICTを活用した学校教育の推進に関すること。

(管理部に属する課)

第五条 管理部に次の課を置く。

総務課

財務施設課

教職員課

福利課

2 総務課においては、次の事務をつかさどる。

一 十九 略

二十 教育委員会全般に関連する政策の調整並びに教育委員会全般に

関連する事項の企画調整及び調査に関すること。

二十一 教育振興基本計画に関すること。

二十二 教育委員会の重要施策の企画に関すること。

二十三 教育委員会の所掌事務の広報及び広聴に関すること。

二十四 教育に係る調査及び基幹統計その他の統計に関すること。

旧

(部の設置)

第四条 1及び2 略

3 同上

一 五 略

(管理部に属する課)

第五条 同上

総務課

教育企画課

財務施設課

教職員課

福利課

2 同上

一 十九 略

二十五 略

3| 総務課に教育企画室を置く。

4| 教育企画室においては、次の事務を処理する。

一〜四 略

五| 略

5| 略

6| 略

7| 略

(学習教育部に属する課)

第六条 学習教育部に次の課を置く。

生涯学習課

高等学校教育課

義務教育課

特別支援教育課

保健体育課

ICT教育推進課

2〜8 略

9| ICT教育推進課においては、次の事務をつかさどる。

一| ICTを活用した学校教育の推進に関すること(高等学校教育課、

義務教育課、特別支援教育課及び保健体育課の事務分掌事項を除く)。

二| 県立学校の情報化の基盤整備に関すること。

二十 略

3| 教育企画課においては、次の事務をつかさどる。

一〜四 略

五| 県立学校の情報化の推進に関すること。

六| 略

4| 略

5| 略

6| 略

(学習教育部に属する課)

第六条 同上

生涯学習課

高等学校教育課

義務教育課

特別支援教育課

保健体育課

2〜8 略